

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	深伊沢地区 (京新田、深溝、旭、追分、追分開拓、稲荷・三畑西、三畑中・東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月6日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手の高齢化が進み、後継者の確保も困難であるため、遊休農地の増加が懸念されている。
分散・錯綜した農地利用のため作業効率が低く、また、茶・花木の価格が低迷していることから、若年層の就農者の参入が見込めない状況である。

【地域の基礎データ】

主な作物：花木、茶、植木、採卵鶏、水稻、野菜、施設野菜、露地野菜、椎茸栽培

(2) 地域における農業の将来の在り方

深伊沢地区は、鈴鹿川左岸の西部丘陵地に位置し、植木、野菜、茶などの産地を形成している。
特に植木生産に関しては、黒ぼく土壌を活かしており、国内屈指の産地である。
近年、景気低迷の影響を受け、民間投資や公共事業が抑制される中、需要の減少と価格低迷が続いており、植木生産農家にとって非常に厳しい状況である。
そのため、当計画では新規作物の導入や経営のコスト削減など、経営改善を図る農業者を地域の農業を担う者と位置付け、今後の地域農業のリーダーとして育成・支援を行う。
また、花木・茶を地域の特産品としてブランド化を進め、収益向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	484.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	484.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>集落の農地利用は、既存の担い手に加えて、入作を希望する認定農業者の確保や新規就農者の育成受け入れを促進することによって対応していく予定である。 担い手と土地所有者で話し合いを行い、農地の集積・集約化を進めることで作業効率を向上させ、引き受け可能な農地の面積を拡大させることを目指す。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>永年性作物を栽培する畑地では、集約化が難しい場合もあるが、担い手の経営意向を確認し、段階的に集約化を進める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	✓ ⑧農業用施設	⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。</p>				